

穴水町買取型災害公営住宅整備事業

((仮称) 上野団地)

事業者募集要領

令和7年1月

穴水町

【 目 次 】

第1	事業の概要・・・・・・・・・・1	第5	応募の手続き・・・・・・・・・・11
1	事業の目的	1	公募の方法
2	事業の名称	2	質問の受付
3	事業の内容	3	応募の方法
4	事業の流れ	4	選定事業者の決定
5	選定事業者の業務		
6	費用の負担	第6	その他・・・・・・・・・・15
7	事業のスケジュール	1	基本協定、売買契約に関する事項
		2	リスク分担に関する事項
第2	募集の内容・・・・・・・・・・4	3	関係法令等
1	対象地区	4	その他必要な事項
2	地区の整備方針	5	町の担当窓口
3	敷地の基本条件		
4	設計条件	別表1	調査等業務の内容・・・・・・・・16
5	留意事項	別表2	事業者の提案額等・・・・・・・・17
6	要求性能水準等	別表3	提出書類リスト・・・・・・・・19
7	住宅等の建設費	別表4	主要リスク分担表・・・・・・・・20
第3	提案内容・・・・・・・・・・7	別図1	案内図・・・・・・・・・・22
1	提案の内容	別図2	案内図(現況図)・・・・・・・・23
2	提案の項目	別図3	敷地図・・・・・・・・・・24
		別図4	参考図(平面図)・・・・・・・・25
第4	応募者の要件・・・・・・・・9	別図5	参考図(用地平面図)・・・・・・・・26
1	共通事項	別図6	参考図(配水管布設平面図1)・27
2	参加資格要件	別図7	参考図(配水管布設平面図2)・28

穴水町買取型災害公営住宅整備事業（（仮称）上野団地）
事業者募集要領

第 1 事業の概要

1 事業の目的

穴水町（以下「町」という。）では、令和 6 年能登半島地震により住宅を失った被災者の居住の安定を確保するために、災害公営住宅の整備を進めている。

この事業は、民間事業者が、災害公営住宅として整備する住宅等を町が買い取ることにより、災害公営住宅の整備を迅速かつ円滑に推進することを目的としている。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「穴水町買取型災害公営住宅整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）の規定による。

2 事業の名称

穴水町買取型災害公営住宅整備事業（（仮称）上野団地）

3 事業の内容

本事業は、事業者が整備した住宅等を、町が災害公営住宅として買い取るものである。

なお、実施要領、本要領及び提出書類説明書に記載がない事項は、事業者から質問への回答によるものとする。

4 事業の流れ

- (1) 町は、住宅等の整備に係る提案を公募し、実施要領第 8 条に基づき、事業者を選定する。
- (2) 町は、選定事業者との間で、本事業を実施するための基本協定を締結する。
- (3) 選定事業者は、基本協定に基づき、住宅等の設計を行い、設計が完了した後、町の確認（以下「設計確認」という。）を受ける。
- (4) 町は、選定事業者が都市計画法第 29 条（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為の許可、建築基準法第 6 条に基づく確認済証の交付、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）（以下「品確法」という。）第 6 条に基づく設計住宅性能評価書の取得した後、工事の着手前に住宅等の売買契約（以下「売買契約」という。）を締結する。選定事業者は、売買契約に基づき住宅等を整備する。
- (5) 町は、売買契約書（案）第 6 条に基づく売買代金を変更する必要があるときは、選定事業者と変更契約を締結する。
- (6) 町は、工事が完了した後、売買契約書（案）第 8 条に基づく買取検査を行うとともに、売買契約書（案）第 9 条の規定により、当該住宅等の引渡しを受ける。

5 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 調査

- ア 地質調査（「別表１－調査等業務の内容」による。）
- イ 近隣及び電気、電話、ガス、上下水道、開発許可等に関する必要な調査等
- (2) 設計・工事監理
 - ア 住宅等の基本設計及び実施設計
 - イ 住宅等の工事監理（工事監理書類作成・品質管理等）
 - ウ 各種申請手続き（「第６その他３関係法令等」に基づく必要な手続き）
- (3) 施工
 - ア 住宅等の新築（建築設備・外構工事を含む）
 - イ 各種申請手続き（「第６その他３関係法令等」に基づく必要な手続き）
 - ウ 室内の空气中化学物質濃度の測定（「別表１－調査等業務の内容」による。）
 - エ 安全確保等の近隣対策（公衆災害の防止に係る安全対策、近隣挨拶や作業後の清掃等、工事現場において一般的に実施する対策）
 - オ その他土地の状況に応じた住宅等の敷地の整備に必要な業務
- (4) 宅地建物取引
 - 住宅等の売買・引渡しに関する業務
- (5) 提出書類
 - ア 売買契約時

設計図書	設計図面（意匠図、構造図、外構図、電気設備図、機械設備図）
	設計内訳書（数量根拠がわかる資料を含む）
	構造計算書（構造計算を行った場合）
その他成果品	各種測量成果品
	地質調査結果報告書
	設計標準適合チェックリスト
	補助金申請用の仕分け図面、内訳明細書
法定手続き書類	宅地建物取引業に関する重要事項説明書
	建築基準法に基づく確認済証の写し
	都市計画法に基づく開発許可書の写し（開発許可申請が必要な場合に限る。）
	住宅の品質の確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書の写し
その他	町が必要と認めるもの

イ 買取検査時

完成図書	完成図面（意匠図、構造図、外構図、電気設備図、機械設備図）
	完成写真（隠ぺい部分、施工状況等を含む）
法定手続き書類	都市計画法による開発許可申請書、開発許可書、検査済証
	建築基準法による確認申請書、確認済証、検査済証
	住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価に関する申請書、評価書
	住宅瑕疵担保履行法による住宅瑕疵担保保険付保証証明書

出荷証明書等	木材、畳表に関する出荷証明書、ミルシート、コンクリート配合計画書
保証書	浴槽、洗濯機パン防水保証、屋根板金保証等
保全に関する資料	建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、主要な材料・機器一覧表等
その他	売買契約時の提出書類から変更が生じたもの
	町が必要と認めるもの

(6) その他

ア 補助金申請等のための資料、会計検査用資料の作成等

イ その他、本事業において必要となる業務

6 費用の負担

選定事業者は、住宅等を買取るまでの事業実施に要する全ての費用を負担する。

7 事業のスケジュール

本事業の実施期間は、基本協定締結日から選定事業者が町に住宅等を引き渡すまでの期間とし、事業スケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、基本協定締結後の住宅等の引渡しスケジュールは各選定事業者の提案に基づき決定するが、本事業における町への最終的な引渡し期限は、令和8年9月下旬とする。

事業者募集要領等の公表・配布	令和7年1月20日（月）～ 令和7年2月4日（火）
事業説明会の開催	令和7年1月30日（木）
参加表明に関する質問書の受付	令和7年1月20日（月）～ 令和7年1月31日（金）
参加表明に関する質問への回答・公表	令和7年2月3日（月）
参加表明書の提出 参加表明書に関する事前相談期間	令和7年1月20日（月）～ 令和7年2月4日（火）
<第1回目> 事業者募集要領等に関する質問書の受付	令和7年1月20日（月）～ 令和7年1月31日（金）
<第1回目> 事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	令和7年2月3日（月）
参加表明資格審査結果公表及び通知	令和7年2月7日（金）
<第2回目> 事業者募集要領等に関する質問書の受付	令和7年2月7日（金）～ 令和7年2月14日（金）
<第2回目> 事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	令和7年2月17日（月）
提案書の提出 提案書提出に関する事前相談期間	令和7年2月7日（金）～ 令和7年2月27日（木）
事業者プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年3月6日（木）（予定）

選定事業者の決定	令和7年3月13日（木）（予定）
基本協定締結	令和7年3月下旬
建築確認、住宅性能評価の申請等	令和7年9月上旬
設計確認	令和7年9月上旬
売買契約	令和7年9月中旬
建設工期（事業者の完成検査完了の日まで）	令和7年10月上旬～ 令和8年9月18日（金）
売買（変更）契約	令和8年9月中旬
買取検査	令和8年9月下旬
住宅等の引渡し	令和8年9月下旬 （本事業における最終引渡期限）

※ 上旬とは月の1日～10日、中旬とは月の10日～20日、下旬とは20日～月の最終日。
事前相談とは、様式における記載内容、記入方法、添付書類に関する事に限ります。質問については、質問書にて受付期間内に提出して下さい。

第2 募集の内容

1 対象地区

- (1) 対象地区
上野地区 穴水町字上野地内（別図1、2を参照のこと）
- (2) 周辺環境
現在の敷地の地目は田であり、北側、西側の道路は町道である。
敷地の南側には、既設の町営住宅が2棟建てられている。

2 地区の整備方針

本地区は、以下に掲げる穴水町災害公営住宅等整備基本理念第2に沿って整備するものとする。

- (1) 「安心安全な住まい」のある住宅
災害時における入居者の安全が確保され、地域の防災機能に配慮した住宅
- (2) 「暮らしを支える住まい」のある住宅
入居者間の支え合いの関係ができるように配慮し、地域コミュニティの醸成に配慮した住宅
- (3) 「多様な世帯が住みやすい住まい」のある住宅
高齢者、障害者、子育て世帯の暮らしに配慮した住宅
- (4) 「地域の活性化に繋がる住まい」のある住宅
町外への転出を抑制し、町の活性化に配慮した住宅

3 敷地の基本条件

- (1) 基本事項
敷地面積：約5,654㎡
敷地の形状・大きさは別図3によるものとする。敷地CADデータ（別図4、5）が必要な場合は、第6その他 5町の担当窓口へ連絡して下さい。

(2) 道路

敷地の北側及び西側は、建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路であり、南側隣地は法定外通路となっている。

(3) 地域地区

ア 都市計画区域内

用途地域：指定なし（容積率 200%、建蔽率 60%）

日影規制：指定なし

※建築基準法第 6 条に基づく確認済証及び都市計画法第 29 条に基づく開発許可を取得すること。また、設計や申請にあたり事前調査や協議を十分行うこと。

イ その他：都市ガス供給区域外

公共下水道区域外

4 設計条件

(1) 住宅の規模・構造

ア 住戸の建設戸数は 50 戸とする。

棟数の指定なし。

イ 構造は、鉄骨造で準耐火構造以上の共同住宅とすること。

ウ 階数は、3 階とすること。

(2) 住戸タイプ

ア Aタイプ（15 戸） 戸当り延べ面積＝45～50 m²（1 D K）

イ Bタイプ（25 戸） 戸当り延べ面積＝55～60 m²（2 D K）

ウ Cタイプ（10 戸） 戸当り延べ面積＝65～70 m²（3 D K）

車椅子使用者向け住戸を Aタイプに 1 戸設けること。

※原則、タイプ別に同一平面プラン（反転を含む。）とすること。また、単一住戸タイプによる住棟計画は不可とし、コミュニティの形成に配慮し混在させること。

(3) 外構・附帯施設等

ア 入居者どうしのふれあい、交流を図れるスペース（ベンチ等）を設けること。

イ 団地内にごみ置場を適宜計画すること。箇所数、設置場所等は、選定事業者決定後に町環境安全課と協議を行うこと。

ウ 屋根付き駐輪場（1 台 0.5m×2.0m 以上）を 10 台程度確保すること。

エ 駐車場（1 台 2.5m×5.0m 以上）を全戸数分の 150%以上確保すること。

※全戸数分は駐車場（うち 1 台は車椅子使用者向けとする）として計画し、余剰分は停車スペースとして確保すること（アスファルト舗装）

オ 敷地中央の南北にある通路形態は、現況を活かした計画（勾配）とすること。今後、幅員 6m の町道としていくため（拡幅範囲未定）、影響のない外構計画を提案すること。

カ 敷地南側角に現存する小屋（約 47 m²）及びビニールハウスは本事業で解体、処分とする。

(4) 集会所

ア 集会所を単独で設けること。また、緊急避難場所として活用のため、給湯、便所、空調設備、備品倉庫など必要な機能を有すること。

イ 鉄骨造・平屋建て 約 250 m²程度

(集会室全体で約 100 m²とし、集会室約 60 m²と多目的室約 40 m²として分割利用可能とすること)

(5) 広場

ア コミュニティ形成の場として 150～250 m²程度の広場を設けること。

5 留意事項

- (1) 計画する災害公営住宅は、「穴水町災害公営住宅等整備基本理念」及び「穴水町災害公営住宅等整備指針」に基づき設計すること。
- (2) 木材、その他すべての使用材料については、石川県産資材の採用に努めること。なお、石川県産資材とは、石川県内で生産、産出又は製造されたものをいう。
- (3) 可能な範囲で内装の木質化を積極的に行うこと。
- (4) 使用材料は県内で一般流通しているものを基本とすること。
- (5) メンテナンスのしやすさや耐久性、環境負荷低減（省エネ、省資源等）に配慮した計画とすること。
- (6) 計画する住宅等は、周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つこと。
- (7) 集会所の位置については、入居者や地域住民のコミュニケーションに配慮した位置とすること。

6 要求性能水準等

町が住宅等に求める性能水準（以下「要求性能水準」という。）は「穴水町災害公営住宅設計標準（第1版）」による。

ただし、穴水町災害公営住宅設計標準（第1版）は基本として示すものであり、これによりがたい場合は設計段階で協議を行い、町の了承を得ること。

(1) 基本事項

ア 各住戸の居室は、十分な日照が確保されること。

(冬至で4時間以上の日照を確保することを原則とする。)

イ 屋根及び外壁は、雨水の侵入を防止し、構造方法に応じた防水措置を施すこと。

(10年以上の保証または当該保障と同等以上の性能を有すること)

(2) 住宅性能

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく性能表示を行うものとし、穴水町災害公営住宅設計標準（第1版）3.2 災害公営住宅の性能別表1に示す性能を確保すること。

イ 指定住宅性能評価機関が交付する設計及び建設に関する住宅性能評価書を取得すること。

ウ その他の性能については、穴水町災害公営住宅設計標準（第1版）によること。

(3) 外構

本事業は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を取得する必要があるため、開発許可の基準に適合させること。公園、緑地又は広場等の配置計画についても提案すること。

ただし、詳細な調査が必要な部分については、想定で計画をすること。

(4) その他

ア 建築基準法に基づく建築確認申請、都市計画法に基づく許可のほか、関係法令に基づく届出等を行うこと。

イ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 395 号）に基づく保険加入又は供託の手続等を行うこと。

なお、保険の加入者は、第 4 応募者の要件、2 参加資格要件(3)売買事業者とする。

7 住宅等の建設費

(1) 事業者の提案上限額等

提案する売買価格（以下「提案売買価格」という。）については、別表 2 に定める額を参照し、金額欄に上限額を明記している項目の提案売買価格は、当該金額を上限とすること。

なお、提案売買価格には、売買事業者の費用を含む。

(2) 住宅等の売買価格

売買価格は、選定事業者の提案売買価格を参考とし、町と選定事業者とで協議の上、売買契約の締結時までには確定するものとする。

また、売買契約に当たっては、選定事業者が作成した設計図書及びその他成果品に基づき、町が精査し、売買価格が適正であると認めた上で、締結するものとする。

なお、実施設計図書及び内訳明細書の内容について、町は選定事業者と協議の上、調整することができるものとする。

第 3 提案内容

1 提案の内容

本事業においては、住宅等の供給体制や住まい・まちづくりへの提案、施工計画に関する提案、住宅等の提案建設工期や売買価格を総合的に審査するものとする。

なお、提案にあたっては提案内容に沿った金額とし、事業費縮減に努めること。

2 提案の項目

(1) 住宅等の供給体制に関すること

本事業における住宅等の供給体制、住宅供給体制の確実性を提案すること。

（提案の視点）

ア 県内の住宅生産者が連携した住宅等の供給体制（県内の設計事務所、施工者、宅地建物取引業者、木材供給事業者、建材業者等の連携・協力）

イ 住宅等供給体制の確実性（設計・施工（開発行為を含む。）等の具体的な体制、資材確保等の具体的な手段・体制等）

※提出書類説明書様式 3－3 ①に直近の経営事項審査における建築工事業の完成工事高を明示すること。併せて、直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを添付すること。

(2) 住まい・まちづくりに関すること

集会所を含め団地全体の配置計画や住戸計画、入居者間や周辺住民とのコミュニティについて配慮したこと、高齢者や多様な世帯への入居に関し配慮したこと、環境負

荷やライフサイクルコストの配慮や景観や周辺環境への配慮を提案すること。

また、住棟の配置計画図及び本要領で示す要求性能水準等を満たす住宅の平面図、立面図等を提案すること。

(提案の視点)

ア 安心・安全や快適性・利便性への配慮

(敷地内の動線計画、配置計画)

イ 高齢者世帯や子育て世帯等、多様な入居世帯の安心・安全、快適な暮らしへの配慮

(住棟計画(住戸配置計画を含む。))・住戸計画)

ウ 入居世帯のコミュニティ形成や地域コミュニティ醸成への配慮

(住棟共用部部分の計画、集会所等の共用施設・屋外の計画)

エ 環境負荷やライフサイクルコストの低減への配慮

(省CO₂の取組、維持管理のしやすさの確保と費用縮減、寒冷地対応)

オ 周辺の住環境(プライバシー、日照、騒音等)への配慮、地域の景観と調和への配慮

(配置計画、住棟・共用施設のデザイン・色彩)

(3) 施工計画に関すること

住宅等の建設工期の提案をするにあたり、工期の遵守や短縮に向けた提案、品質確保に向けた提案や施工中における安全対策、周辺への配慮を提案すること。

(提案の視点)

ア 施工管理、品質確保

(工期の遵守や短縮に向けた提案、施工及び工事監理における品質保持の実現に向けた具体的な提案)

イ 安全対策、周辺への配慮

(施工中の安全対策、災害防止、騒音、粉塵などへの対策の提案)

(4) 住宅等の建設工期に関すること

住宅等の建設工期を提出書類説明書様式3-4「建設工期・売買価格提案書」により提案すること。

(建設工期についての留意点)

ア 建設工期とは、事業着手日から基本協定書(案)第23条第1項の完了検査が完了する日までとする。

イ 事業着手日は、令和7年3月13日(選定事業者決定予定日)に設定して、建設工期を提案すること。

ウ 売買契約の際に工期の根拠となるため、実現可能な建設工期を記入する。

エ 売買契約の締結は、町議会の議決が必要となるため、設計確認から売買契約までは、30日の期間を見込み、建設工期を提案すること。(様式3-6「事業工程表」にこの期間を明示すること。)

オ 様式3-6「事業工程表」と整合させるものとし、調査(地質調査等)、設計(基本設計及び実施設計)、開発許可、建築確認(一団地認定が必要な場合はそれを含む)、住宅性能評価(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の規定に基づく設計及び建設住宅性能評価)、その他本事業に係るすべての審査等に要する期間を含む。

カ 地縄張り作業や丁張り作業、仮設物(仮設トイレ・仮設事務所・仮囲い等)設置作

業期間及び年末年始等の休工日を含む。

キ 労働基準法及び働き方改革の推進等を遵守した建設工期を提案すること。

(5) 住宅等の売買価格に関すること

設計・工事監理費を含む住宅本体の売買価格並びに附帯施設及び共同施設の売買価格を提出書類説明書様式 3-4「建設工期・売買価格提案書」により提案すること。

第4 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、以下の要件を満たす事業者とし、連合体の場合は、連合体を代表してイに規定する役割を担う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めること。

イ 代表事業者は、次を行うこと。

（ア）本事業への応募手続を代表して行う。

（イ）選定事業者となった場合は、事業期間中、連合体の代表として事業全体の総括管理のほか、町及び関係機関との報告、協議及び調整等を行う。

ウ 応募者は、次の事業者で構成すること。

（ア）住宅等を設計する事業者（以下「設計事業者」という。）

（イ）住宅等を工事監理する事業者（以下「工事監理事業者」という。）

（ウ）住宅等を建設する事業者（以下「建設事業者」という。）

（エ）住宅等を売却する事業者（以下「売買事業者」という。）

エ 連合体を構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、2 参加資格要件の(1)から(3)の複数の要件を満たす者は、当該業務を兼務することができる。

オ 応募書類等の受付日後においては、原則として構成事業者の変更及び追加は認めない。ただし、町がやむを得ないと認めた場合又は、事業の効率的執行上、極めて有効と判断される場合は、町の承認を得て、構成事業者の変更・追加ができるものとする。

カ 構成事業者は、他の提案を行う応募者の構成事業者になることはできない。

(2) 応募者の共通の資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産法（平成 16 年 6 月 2 日法律第 75 号）第 256 条による復権の決定を受けていない者

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ク 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者
- ケ 宅地建物取引業法第65条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けている者
- コ 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- サ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。
- シ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ス 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- セ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ソ 過去1年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者
- タ 穴水町建設工事等請負業者の指名停止に関する要綱の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者
- チ 穴水町における令和5・6年度建設工事・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者以外の者であって、穴水町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に係る指名停止等措置基準の別表に掲げる行為(応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。)を行った者
- ツ 穴水町暴力団排除条例(平成23年条例第13号第6条)の規定による排除措置を受けている者

2 参加資格要件

応募者は、事業を適切に実施できる能力を備える者であり、応募書類等の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(1) 建設事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次の要件を満たす者であること。

ア 石川県内に本店、支店又は営業所を置いていること。

イ 建設業法に基づく建設業許可(建築工事業)を受けていること。

ウ 元請けとして次の施工実績を有すること。

鉄骨造の共同住宅(10戸以上)の新築工事を1棟以上(平成27年1月1日から令

和6年12月31日までの10年間で完了したもの)

(2) 設計事業者及び工事監理事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次のすべての要件を満たす者で構成すること。

ア 石川県内に本店、支店又は営業所を置いていること。

イ 建築士法の規定による建築士事務所登録を受けていること。

ウ 建築士事務所として、次の設計及び工事監理の実績を有すること。

鉄骨造の共同住宅（10戸以上）の新築工事を1棟以上（平成27年1月1日から令和6年12月31日までの10年間で完了したもの）

エ 設計及び工事監理業務は、それぞれ異なる構成事業者が担当することができる。

(3) 売買事業者

次の要件を満たしていること。

ア 石川県内に本店、支店又は営業所を置いていること。

イ 宅地建物取引業法第3条に基づく免許を有すること。

第5 応募の手続

1 公募の方法

(1) 募集要領等の公表

ア 公表日：令和7年1月20日（月）

イ 公表方法：ホームページで公表するとともに、町地域整備課において配布する。

ウ 配布期間：令和7年1月20日（月）から令和7年2月4日（火）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。土・日・祝日を除く。）

(2) 説明会の開催

本要領等に関する説明会の開催日時・場所及び申込み方法は次のとおりとする。

ア 開催日時：令和7年1月30日（木）午後2時から（午後1時30分より受付）

イ 開催場所：穴水町役場 3階 大ホール

ウ 申込方法：「事業者募集要領等に関する説明会参加申込書」（様式1-1）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

エ 申込期限：令和7年1月29日（水）午後5時まで

オ 申込先：本要領第6の5に記載する町の担当窓口とする。

2 質問の受付

(1) 参加表明に関する質問

参加表明に関する質問の受け付け及び回答を以下のとおり行う。

ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「参加表明に関する質問書」（様式1-2）に記入し、電子メールにて提出すること。（電話、ファックス等による質問は受け付けない。）

イ 提出期間：令和7年1月20日（月）から令和7年1月31日（金）午後5時まで

ウ 提出先：本要領第6の5に記載する町の担当窓口とする。

エ 回答：令和7年2月3日（月）までに町のホームページに記載する。

(2) 事業者募集要領等に関する質問（第1回）

本要領等の記載内容に対する質問の受け付け及び回答を以下のとおり行う。

- ア 提出期間：令和 7 年 1 月 20 日（月）から令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 5 時まで
- イ 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、提出書類説明書に定める「事業者募集要領等に関する質問書」（様式 1－3）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。（電話、ファックス等による質問は受け付けない。）
- ウ 提出先：本要領第 6 の 5 に記載する町の担当窓口とする。
- エ 回答：令和 7 年 2 月 3 日（月）までに町のホームページに記載する。

(3) 事業者募集要領等に関する質問（第 2 回）

- ア 提出期間：令和 7 年 2 月 7 日（金）から令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時まで
- イ 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、提出書類説明書に定める「事業者募集要領等に関する質問書」（様式 1－3）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。（電話、ファックス等による質問は受け付けない。）
- ウ 提出先：本要領第 6 の 5 に記載する町の担当窓口とする。
- エ 回答：令和 7 年 2 月 17 日（月）までに町のホームページに記載する。

(4) 参加表明書又は提案書の提出に関する相談

相談とは、様式における記載内容、記入方法、添付書類に関することに限る。

- ア 相談期間：参加表明書 令和 7 年 1 月 20 日（月）から令和 7 年 2 月 4 日（火）まで
提案書 令和 7 年 2 月 7 日（金）から令和 7 年 2 月 27 日（木）まで
- イ 相談時間：電話、面談による相談は、午前 9 時から午前 11 時まで及び午後 1 時から午後 4 時までに行うこと。（土・日・祝日を除く。）
- ウ 相談先：本要領第 6 の 5 に記載する町の担当窓口とする。
- エ 回答：相談者に対して個別に回答し、公表する必要がある場合を除きホームページへの掲載は行わない。

3 応募の方法

(1) 参加表明書の提出

- ア 提出方法：様式 2－1 から様式 2－9 までの正本 1 部を、簡易書留郵便又は持参により提出すること。
- イ 提出期間：令和 7 年 1 月 20 日（月）から令和 7 年 2 月 4 日（火）まで
簡易書留郵便の場合は、令和 7 年 2 月 4 日（火）必着
持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までに提出すること。（土・日・祝日を除く。）
- ウ 提出先：本要領第 6 の 5 に記載する町の担当窓口とする。
- エ その他：受理された参加表明書の修正（書類の追加・除却等を含む。）は一切認めない。
- オ 審査結果：参加資格審査の結果は、令和 7 年 2 月 7 日（金）に応募者に文書で通知し、併せて参加表明の有無をホームページで公表する。（電話等による問い合わせは不可とする。）

(2) 提案書の提出

- ア 提出方法：様式 3－1 から様式 3－6 までの正本 1 部、副本 5 部、電子データ（MicrosoftWord 形式又は AdobePDF 形式）を、簡易書留郵便又は持参

により提出すること。電子データは、CD 又は DVD ディスク媒体で提出すること。

なお、提出された提案書については、返却しないものとする。

- イ 提出期間：令和 7 年 2 月 7 日（金）から令和 7 年 2 月 27 日（木）まで
簡易書留郵便の場合は、令和 7 年 2 月 27 日（木）必着。
持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までに提出すること。（土・日・祝日を除く。）
- ウ 提出先：本要領第 6 の 5 に記載する町の担当窓口とする。
- エ その他：受理された提案書の修正（書類の追加・除却等を含む。）は一切認めない。

(3) 応募にあたって留意事項

- ア 応募者は、実施要領、本要領、提出書類説明書（様式集）、事業者審査基準、基本協定書（案）及び売買契約書（案）の記載内容を承諾した上で応募すること。
- イ 応募書類の作成及び提出など、応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ウ 応募者は、公正に手続きを行わなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合またはその恐れがある場合は、当該応募者を参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。
- エ 本事業を公正に実施することができないと認められるとき、又は、災害その他やむを得ない理由がある場合には、本事業の実施を延期又は中止することがある。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 応募資格がない者による応募
- イ 代表事業者以外の者による応募
- ウ 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- エ 記名押印のない提案書による応募
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- カ 同一応募者（連合体の構成事業者であることを含む。）が行った 2 以上の応募
- キ その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他町が必要と認める時には、町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 町の提示資料の取扱い

町が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募書類の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこ

の限りではない。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

4 選定事業者の決定

(1) 審査体制

町は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者審査基準により、応募内容の審査を非公開により行う。

(2) 選定方法

本審査は、参加資格審査、第1段階審査、第2段階審査に分けて実施し、その評価に応じ、選定事業者及び次点事業者を選定する。なお、参加資格審査において要件を満たさない場合は、以下の審査は行わない。

ア 第1段階審査

町が、参加資格要件、基本的事項、建設工期、売買価格、資金調達の適格審査を行い、いずれか1つでも要件を満たしていない場合は、失格とする。

イ 第2段階審査

事業者選定委員会において、住宅等の供給体制、住まい・まちづくりへの提案、施工計画に関する提案、建設工期、売買価格を総合的に審査する。

事業者選定委員会は、応募者より提案内容の説明を受け、質疑を行う。

(ア) 日時、会場：令和7年3月6日（木）（予定）（令和7年3月3日（月）までに、代表事業者へ開催日時、会場を別途通知します。）

(イ) 説明、質疑応答：準備時間5分、提案説明20分、質疑応答20分。（提案者の公募数により変更することがあります。）

(ウ) 出席者：応募者から5名以内、代表事業者から必ず1名以上参加すること。

(エ) 提案説明：応募者が特にアピールしたい点等について説明して下さい。

プレゼンテーション用ソフトの使用も可としますが、提案書に基づくものとし、新たな提案等を行わないこと。新たな提案を行った場合、失格とする場合もあります。

スクリーン及びプロジェクターは事務局にて準備しますが、それ以外は応募者にて準備すること。

(3) 第1段階審査及び第2段階審査の結果の公表

第1段階審査及び第2段階審査の結果は、令和7年3月13日（木）までに応募者に文書で通知し、併せてホームページで公表する。（電話等による問い合わせは不可とする。）

(4) 選定事業者の決定

町は、実施要項第10条の規定に基づき、選定事業者と協議し、基本協定を締結する。

(5) その他

ア 町は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、その応募者による応募は無効とする。

イ 応募者がいない場合、審査において全ての応募者が失格となった場合、又は、第2段階審査において評価点が60点以上となる応募者がいない場合は、選定事業者を決定しないこととし、その旨を応募者に文書で通知する。

第6 その他

1 基本協定、売買契約に関する事項

- (1) 町は、提案内容に基づき選定事業者と協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、基本協定及び売買契約を締結するものとする。
- (2) 基本協定書（案）、売買契約書（案）の内容は、町と選定事業者とが協議を行って、修正を行うことができる。
- (3) 基本協定及び売買契約の締結について、選定事業者が実施する内容検討、書類作成等に要する弁護士費用、印紙代等の一切の費用は、選定事業者の負担とする。

2 リスク分担に関する事項

- (1) 基本的な考え方

本事業においては、町と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、低廉で良質な住宅等が提供されることを優先するものとする。

- (2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容、町及び町選定事業者による分担の考え方は、「別表4－主要リスク分担表」のとおりとする。

3 関係法令等

本業務の実施にあたって適用すべき基準及び遵守すべき法令等は「穴水町災害公営住宅設計標準（第1版）」のとおりとする。

4 その他必要な事項

本事業に関する情報は、町のホームページ等により適宜提供する。

5 町の担当窓口

本事業に関する町の担当窓口は次のとおりとする。

穴水町役場 地域整備課 災害公営住宅建設室
〒927-8601

石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地（穴水町役場2階）

TEL：0768-52-3680（直通） FAX：0768-52-0395

電子メールアドレス：chiiki@town.anamizu.lg.jp

ホームページ：穴水町トップページより「組織で探す」で「本庁・地域整備課」

調査等業務の内容

	調査名	実施内容等	備 考
1	地質調査	敷地の土質強度等を的確に把握し、住宅の基礎構造設計を適切に行うため、次の調査を実施すること。 ① 調査 ボーリング調査 ②解析等 上記調査で得られた資料を基に、地質・土質を適切に解析し、報告書として取りまとめて提出する。	
2	室内空気中の化学物質の濃度測定	住宅の室内空気質は、厚生労働省が公表している濃度指針値以下とすることとし、測定は、工事完了後に、工事施工者等が実施する。 ① 測定物質 1) ホルムアルデヒド 2) トルエン 3) キシレン 4) エチルベンゼン 5) スチレン ② 測定箇所数 建設戸数の1割以上かつ各棟、各タイプの住戸で、各住戸2室以上の居室で測定する。 ③ その他 採取の条件・方法等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準による。	

【別表 2】

事業者の提案額等

	項 目	対 象	金 額	
1	設計・工事監理費	設計費、工事監理費 ※集会所を含む。 ※【別表 1】の調査等業務含む。 ※外構や開発行為に関するものを含む。 ※敷地測量及び用地測量等を含む。	上限額	120,000 千円
2	住宅本体工事費 (エレベーターを含む)	住宅本体 (50 戸) ※杭工事、地盤改良工事は含まない。 ※汚水・雨水の第 1 次枡以降の排水施設整備費は含まない。 エレベーターの機械設備部分の工事費	上限額	算定式 参照 38,000 千円/基
3	集会所工事費	集会所 (約 250 m ² 程度) ※地盤改良工事は含まない。	上限額	29,000 千円/所
4	住宅の杭又は地盤改良工事費		近隣の既存地質調査資料はないため、想定した額を提示すること。	
5	集会所の地盤改良工事費		近隣の既存地質調査資料はないため、想定した額を提示すること。	
6	外構・附帯施設工事費、 共同施設整備費、 敷地整備費	駐車場、駐輪場及び構内通路、ごみ置き場、広場、側溝、汚水・雨水の第 1 次枡以降の排水施設、配管・配線施設、不用土場外搬出処分、その他外構等 (フェンス等安全施設を含む) 敷地整備 (擁壁設置を伴う計画敷地の嵩上げ)、排水溝の設置などの工事費。	上限額	529,000 千円

- ・上記金額には、消費税を含む。
- ・上記各項目の金額には、住宅等の売買、引渡し費用を含む。
- ・上記金額には、開発許可、建築確認、住宅性能評価等に関する申請手数料は含まない。申請手数料の確定後に町と協議し売買代金に含めるものとする。
- ・上記金額には、給水加入金、下水道受益者負担金は含まない。

- ・住宅本体工事費は、次の算定式(1)及び(2)で算出した金額のいずれか小さい方

(1) 1戸当たり平均床面積※1が94.0㎡を超えている場合

$$\text{住宅本体工事費} = 22,750 \text{ 千円} \times \text{建設住戸数}$$

(2) 1戸当たり平均床面積が94.0㎡を超えていない場合

$$\text{住宅本体工事費} = 22,750 \text{ 千円} \times \text{建設住戸数} \times \\ (1 \text{ 戸当たり平均床面積} + 44 \text{ ㎡}) / 138 \text{ ㎡}$$

※1 1戸当たり平均床面積は、住戸専用部分及び共用部分（エレベーターホール部分を含み、バルコニー面積の1/3を加える）の床面積の合計を住戸数で割った面積とする。集会所の面積は共用部に含めない。

（参考）事業費算定例を下記に示す。

設定条件：（複数棟とした場合）

① 住戸プランAタイプ 55㎡ 12戸、
Bタイプ 62㎡ 12戸、
Cタイプ 72㎡ 6戸、
共用部分 950㎡ 1戸当たりの平均床面積 92.86㎡
エレベーターを1基設置

② 住戸プランAタイプ 55㎡ 8戸、
Bタイプ 62㎡ 8戸、
Cタイプ 72㎡ 4戸、
共用部分 700㎡ 1戸当たりの平均床面積 86.2㎡
エレベーターを1基設置

1	設計・工事監理費	<u>100,000 千円</u>
2	住宅本体工事費	<u>676,861+429,282=1,106,143 千円</u>
	(1戸当たり平均床面積 92.86㎡、86.2㎡のため算定式(2)を適用)	
	エレベーター設置工事費（2基）	<u>22,000 千円</u>
3	集会所工事費	<u>20,000 千円</u>

【別表 3】

提出書類リスト

1 説明会及び質問

名 称	様 式
事業者募集要領等に関する説明会参加申込書	1-1
参加表明に関する質問書	1-2
事業者募集要領等に関する質問書	1-3

2 応募資格の適格審査

名 称	様 式
参加表明書（単独事業者用、連合体用） （商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し、印鑑登録証明書の写し） （納税証明書（所得税・法人税・消費税・県民税・事業税）の写し）	2-1
委任状	2-2
参加事業者構成表	2-3 ①、②
参加事業者連絡先一覧表	2-4
参加資格確認調書（単独事業者）	2-5 ①～③
参加資格確認調書（設計事業者）	2-6
参加資格確認調書（工事監理事業者）	2-7
参加資格確認調書（建設事業者）	2-8
参加資格確認調書（売買事業者）	2-9

3 提案書

名 称	様 式
提案書提出書（単独事業者用、連合体用）	3-1
応募者の適格審査チェックリスト	3-2
住宅等の供給体制に関する提案書	3-3 ①
住まい・まちづくりに対する提案及び施工計画に関する提案書	3-3 ②～④
建設工期・売買価格提案書	3-4 ①、②
資金調達計画書	3-5
事業工程表	3-6
直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（正本のみ添付）	—

【別表 4】

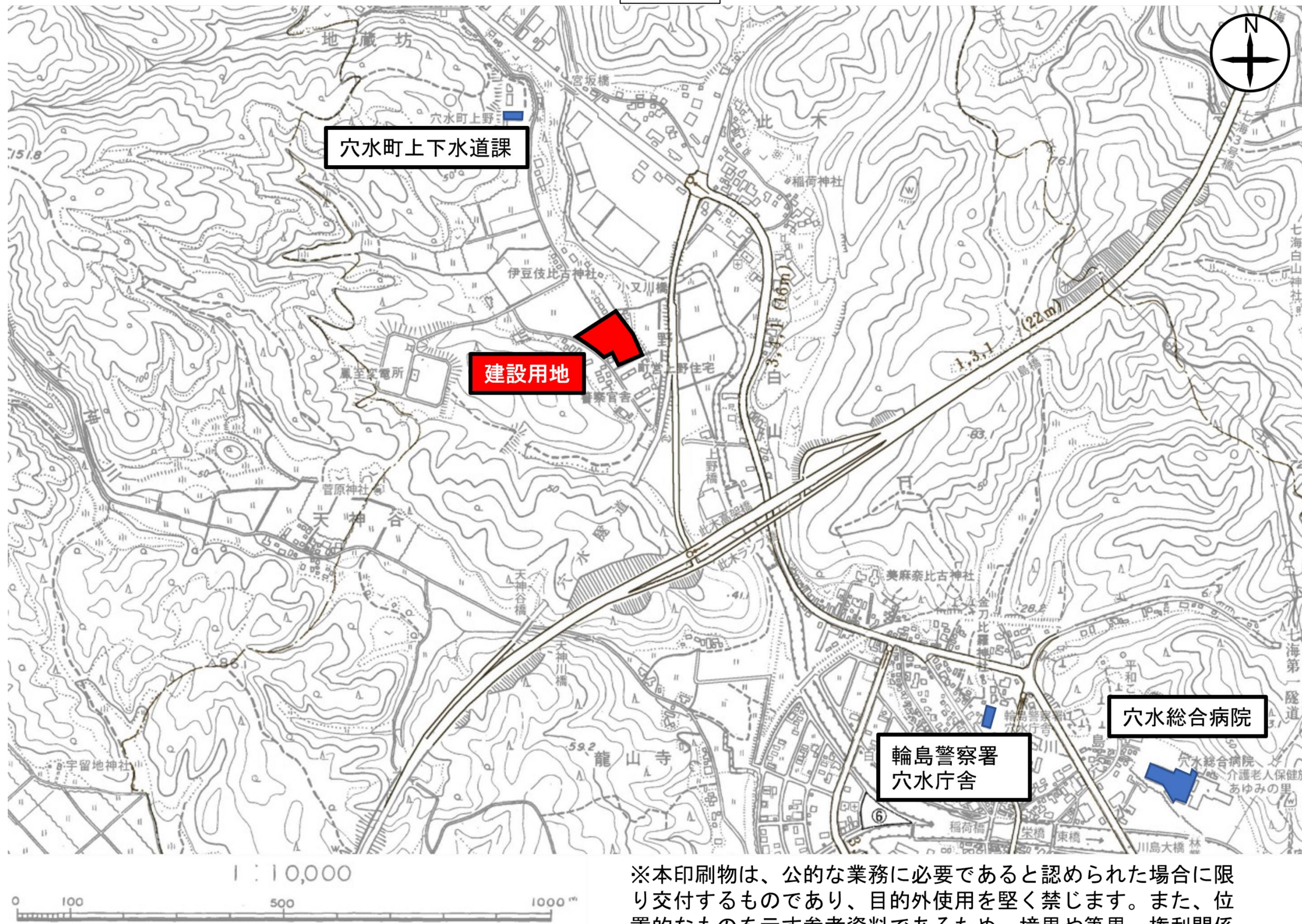
主要リスク分担表

○：主負担（リスクが顕在化した場合に原則として負担）

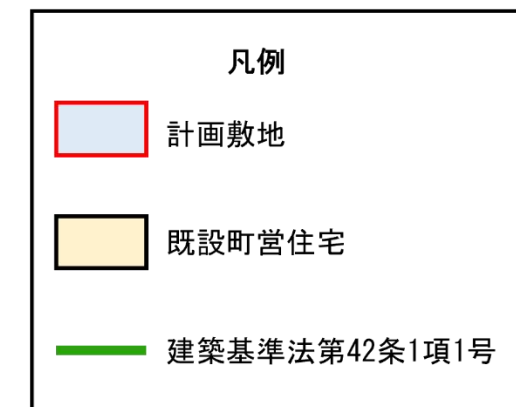
△：従負担（リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない又は限定的に負担）

	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				町	事業者
1 共通	提供情報リスク		募集要領等記載内容の誤り及び変更等	○	
	契約リスク		上記以外の町の事由による契約締結の遅延・中止	○	
			事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
	応募リスク		応募費用に関するもの		○
	制 度 関 連 リスク	政治・行政	本事業に直接的影響を及ぼす町に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度	事業に関わる法令の変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○
		許認可	事業に必要な許認可の取得遅延又は取得困難		○
			町の事由による事業者の許認可取得の遅延	○	
		税制度	消費税の範囲変更及び税率変更等	○	
			法人の利益や運営に係る税制の新設・変更等		○
			建物所有に関する税制の新設・変更等 （住宅等の町への所有権移転前）		○
			事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更	○	
			上記以外の法人税の新設・変更等		○
	社 会 リスク	住民対応	募集要領等に記載されている範囲のもの	○	
			提案内容に係るもの		○
		第三者賠償	業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境問題	工事等による騒音・振動・地盤沈下・地下水断絶、大気・水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク		町の債務不履行による中断・中止	○	
			事業者の債務不履行による中断・中止		○
	不可抗力リスク		天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△
	経 済 リスク	資金調達	事業の実施に必要な資金調達・確保		○
		金利	金利変動		○
	発注者責任リスク		要求水準の不備、変更による契約内容の変更	○	
			事業者の指示・判断の不備、契約内容の変更		○
	測量・調査リスク		町が実施した測量・調査に関するもの	○	
			事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
			地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	△

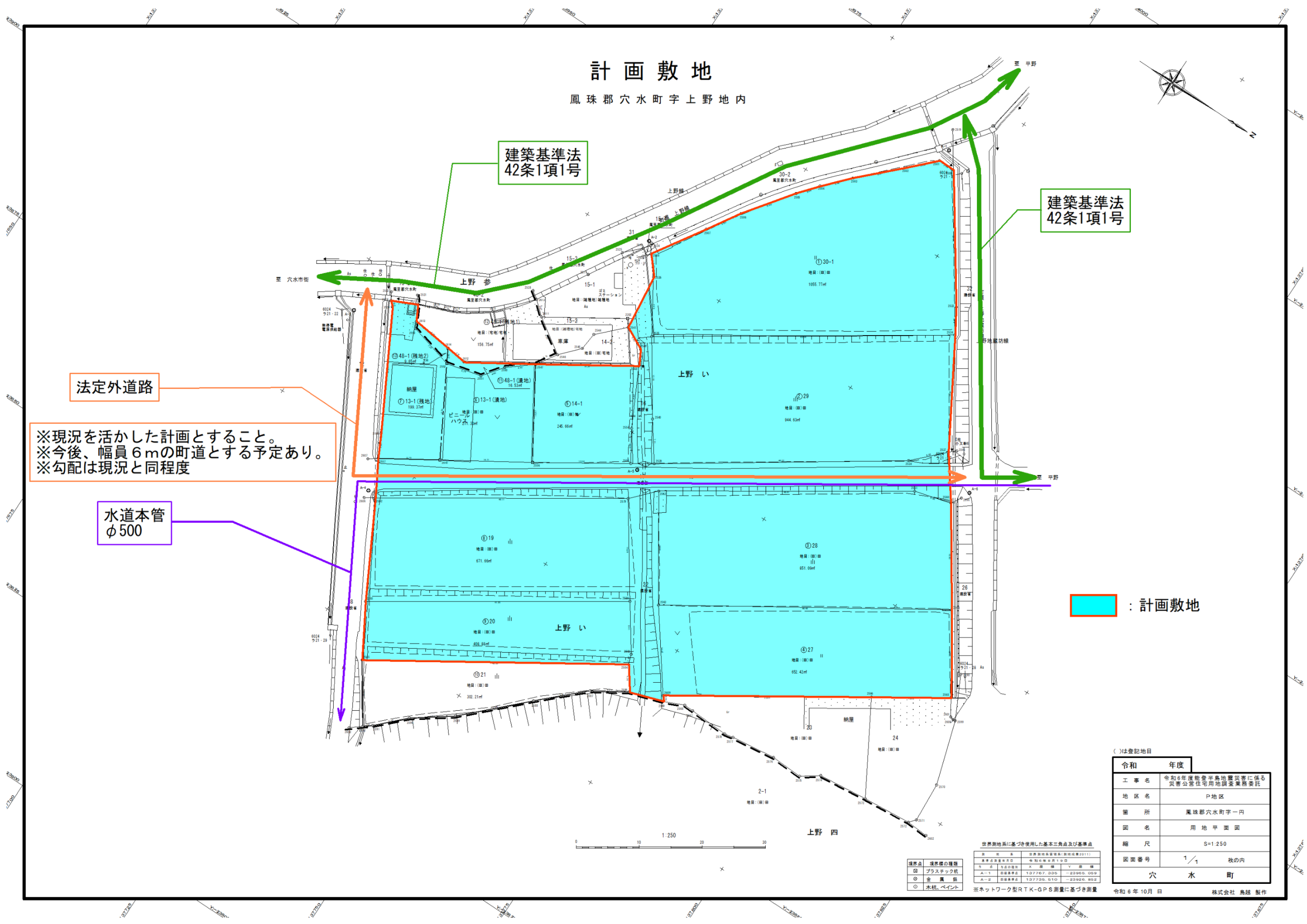
	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			町	事業者
2 公 営 住 宅 整 備	設計変更リスク	町の提示条件の不備、要求水準の変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
		町による開発の影響によるもの	○	
	用地の確保リスク	事業用地の確保等に関するもの	○	
		事業用進入路や資材置き場等確保に関するもの		○
	用地の瑕疵リスク	文化財に関するもの	○	
		土壌汚染に関するもの	○	
		上記以外の地質障害・地中障害物その他の予見できないことに関するもの	○	
	工期変更 (工事遅延) リスク	町の指示及び町の責めに帰すべき工期変更、引渡しの遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき工期変更、引渡しの遅延		○
	建設コスト (工事費増大) リスク	町の指示及び町の責めに帰すべき工事費の増大	○	
		上記以外の事業者の責に帰すべき工事費の増大		○
	建設物価変動リスク	建設物価の価格変動に関するもの		○
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	住民対応リスク	建設に伴う周辺環境等の変化に係る苦情処理等		○
	警備リスク	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○
	第三者使用に伴う リスク	請負人の使用に関するもの		○
	要求水準未達成リスク	施設完成後、町による検査で発見された要求水準の不 適格・施工不良に関するもの		○
	支払遅延・不能リスク	住宅等整備費の支払の遅延・不能に関するもの	○	
	施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
	瑕疵担保リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵又は施設の隠れた瑕 疵の担保責任		○
3 そ の 他	工事の中止リスク	町の指示による工事の中止	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による工事の中止		○
	安全管理リスク	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加 及び遅延が生じたもの		○
3 そ の 他	事業終了リスク	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会 社の清算手続きに伴う評価損益等		○

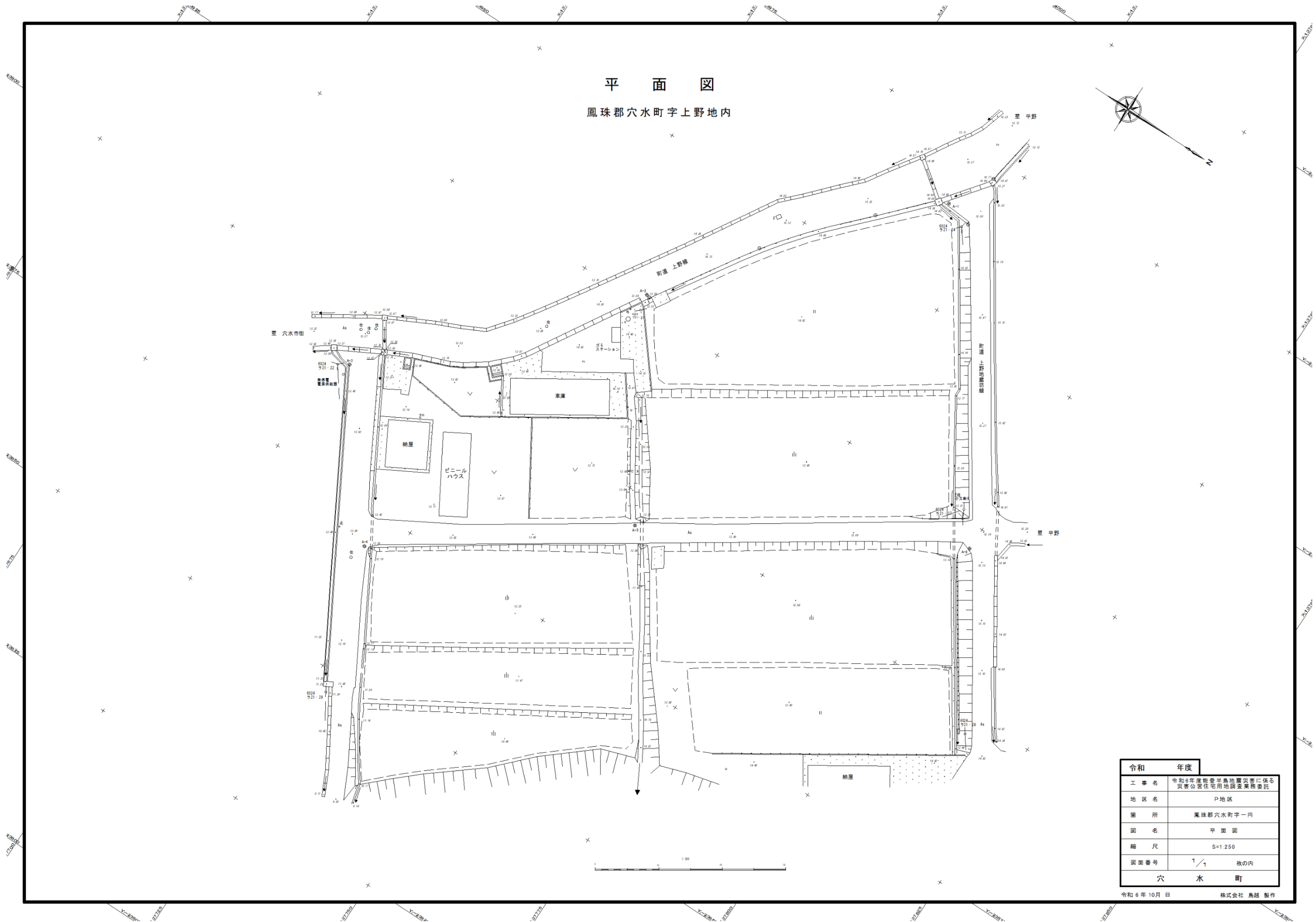


※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を強く禁じます。また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や筆界、権利関係を証明するものではありません。



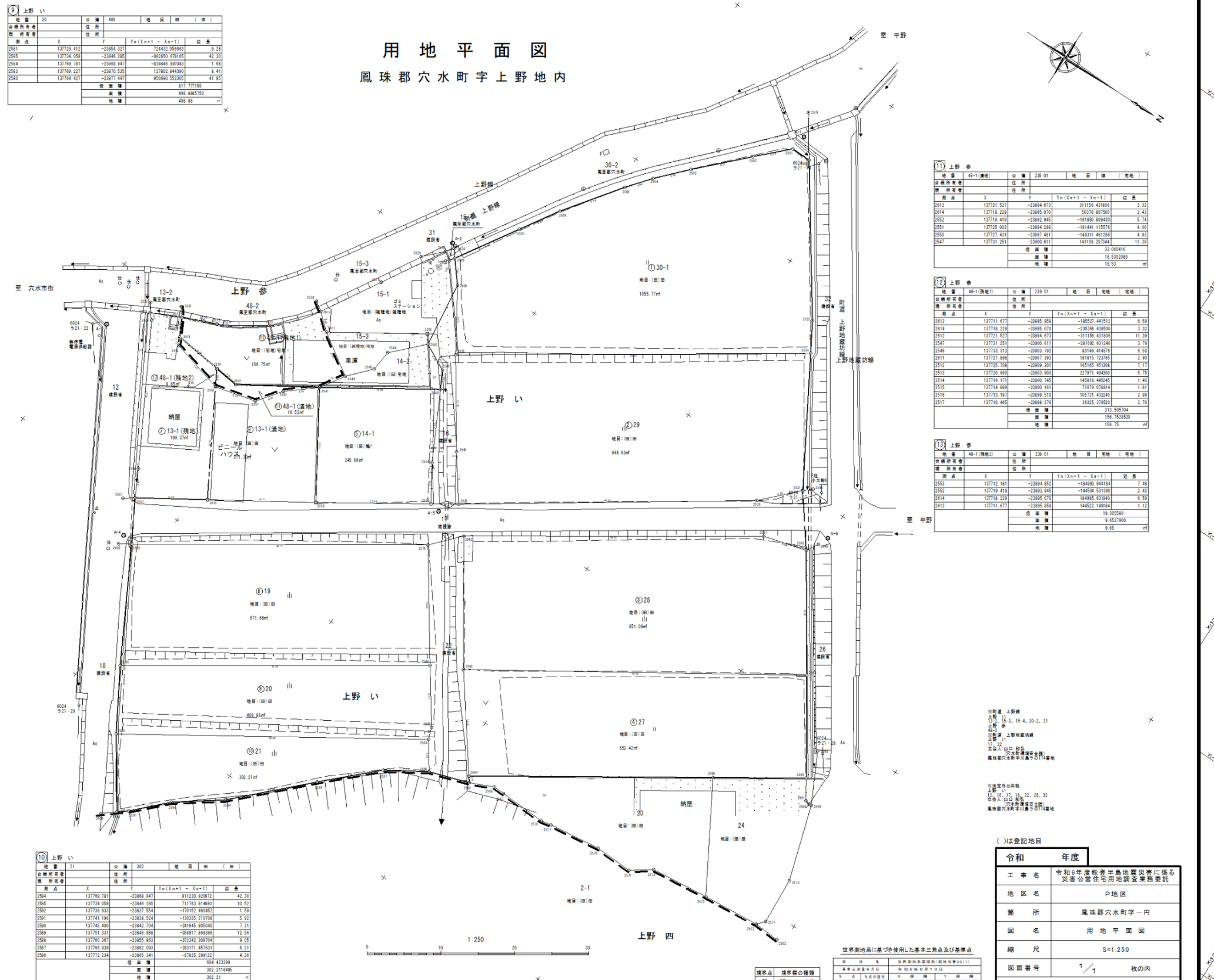
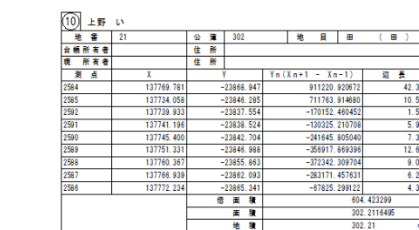
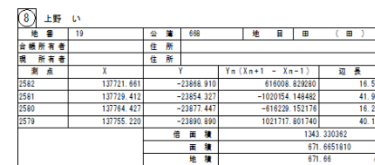
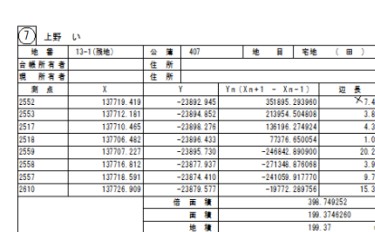
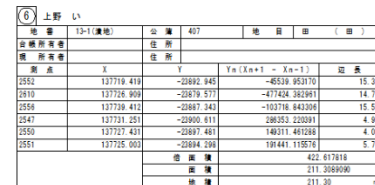
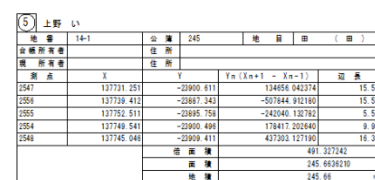
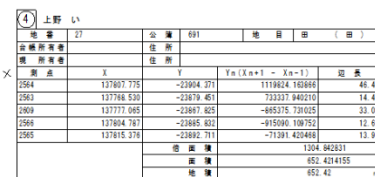
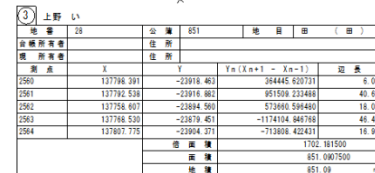
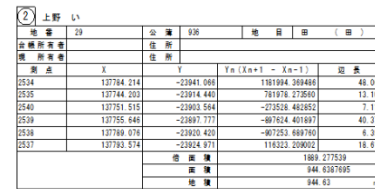
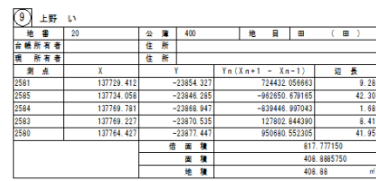
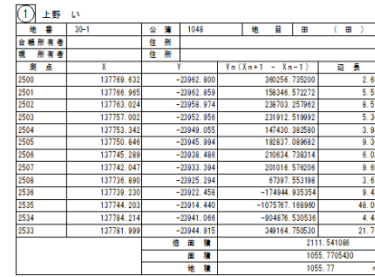
※本印刷物は、公的な業務に必要であると認められた場合に限り交付するものであり、目的外使用を強く禁じます。また、位置的なものを示す参考資料であるため、境界や筆界、権利関係を証明するものではありません。





用地平面図

鳳珠郡穴水町字上野地内



上野 参		48-1(雄地)		公顷	230.01	地 區	地 帯	(宅 地)
地 區 所 属 地		住 居		住 居				
地 區 所 属 地		住 居		住 居				
番 地	X	Y	Yn(Xn+1 - Xn-1)	地 帯				
2612	127721.527	-23084.672	211156.41806	2				
2614	127719.259	-23085.076	50370.8760	2				
2615	127719.410	-23082.845	-18189.80400	2				
2616	127725.005	-23084.268	-19344.11576	4				
2650	127727.431	-23097.481	-140321.81280	4				
2647	127731.251	-23060.611	141109.29744	11				
				合 計		25.00416		
				18.5502080				
				18.55				

(12) 上野		出賃		地 価		地 代 (宅地)	
地 番	面 積 (㎡)	出 賃	230.01	地 価	147.00	地 代	147.00
地 番	面 積 (㎡)	出 賃					
0013	137771.67	-2085.45		147552.44	147552.44	147.55	2
0014	137710.22	-2085.00		153490.40	153490.40	153.49	2
0015	137731.52	-2084.63		151136.43	151136.43	151.14	2
0016	137731.25	-2085.61		151916.24	151916.24	151.92	2
0017	137733.80	-2085.70		161444.47	161444.47	161.44	2
0018	137776.83	-2087.30		161815.23	161815.23	161.82	2
0019	137735.70	-2086.20		165185.05	165185.05	165.19	7
0020	137752.86	-2083.80		172734.45	172734.45	172.73	2
0021	137741.17	-2089.00		164454.44	164454.44	164.45	2
0022	137714.69	-2090.16		71679.7784	71679.7784	71.68	1
0023	137712.19	-2089.60		1506.1500	1506.1500	1.51	1
0024	137744.85	-2090.14		36225.7593	36225.7593	36.23	2
合 計				311,505.04			
面 積				156,793.63			

13	上野 歩				
地 番	49-1 (地地区)	公 積	230.01	地 目	宅地 (宅地)
管 理 所 有 者		住 居			
持 有 者 番 号		住 居			
項 目	X	Y	$f(X+Y+1) - f(X-1)$	足 数	
2552	137712.181	-22094.852	-104005.864104	7.	
2552	137719.410	-22094.945	-104005.531390	2.	
2614	137718.229	-22095.070	-104005.633940	6.	
2613	137711.677	-22095.858	144522.148984	1.	
		總 算	10.205560		
		差 算	9.6527900		
		決 算	0.55		

()は登記地目	
令和	年度
工 事 名	令和6年度池田半島地盤災害に係る災害公営住宅用地調査業務委託
地 区 名	P 地区
箇 所	庵珠郡穴水町字一円
園 名	用 地 平 面 図
縮 尺	S=1 250
図面番号	1 / 1 枚の内
穴 水 町	

参考図（配水管布設平面図 1）

別図 6

参考図（配水管布設平面図 2）

別圖 7

